

香港証券取引決済所および香港証券取引所は、本書の内容について一切責任を負わず、本書の正確性または完全性について一切表明を行わず、また、本書の内容の全部または一部から発生し、または、それを信頼したことによるあらゆる損失に関する責任を明示的に否認します。



**株式会社ニラク・ジー・シー・ホールディングス**  
(日本で設立された有限責任の会社)  
(証券コード: 1245)

## 定時株主総会に関する補足通知

本件は、2015年6月4日付の株式会社ニラク・ジー・シー・ホールディングス（以下「当社」）定時株主総会招集通知（以下「招集通知」）に関してなされるものです。招集通知に記載の通り、当社の取締役会は、定時株主総会において、当社の2015年3月31日事業年度の単体計算書類（日本基準）の報告を予定しております。

この補足通知は、招集通知に含まれる当社の2015年3月31日事業年度の単体計算書類（日本基準）の報告に加え、2015年3月31日事業年度に関する監査委員会の監査報告書について、取締役会が報告するものであり、その内容は添付の通りです。

取締役会を代表して  
**株式会社ニラク・ジー・シー・ホールディングス**  
取締役会会長、常勤取締役兼代表執行役  
谷口 久徳(こと 鄭 承紀)

2015年6月11日 日本国福島

本書の作成日において、当社の常勤取締役は谷口久徳氏、当社の独立非常勤取締役は森田弘昭氏、中山宣男氏、東郷正春氏及び熊本浩明氏です。

注記:

1. 特段の定めがない限り、この補足通知は2015年6月4日付招集通知と同じ意味を持ちます。
2. 定時株主総会に付議されるその他議題についての詳細、定時株主総会に出席するための適格性、代理、登録手続、登録期限及びその他関連した事項については、2015年6月4日付招集通知を参照してください。
3. 2015年6月4日に配布された当社株主総会に使用される委任状は有効です。

\*本書は、英語の原文を参考のために日本語訳したものです。日本語版と英語版に相違がある場合は英語版が正しいとみなされます。翻訳による誤解はいかなる場合においても株式会社ニラク・ジー・シー・ホールディングスの責任とはされませんのでご了承下さい。

下記は日本会社法に準拠して作成された2015年3月31日事業年度に関する監査委員会の報告書の英語訳です。

## 監査委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査委員会は、2014（平成26）年4月1日から2015（平成27）年3月31日までの第3期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1・監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携し、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社においては、取締役および監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

#### 2・監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 1・事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 2・取締役及び執行役の職務の執行に関する不正行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 3・内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2015（平成27）年5月21日

株式会社ニラク・ジー・シー・ホールディングス監査委員会

監査委員	熊	本	浩	明
監査委員	森	田	弘	昭
監査委員	中	山	宣	男

※監査委員会の監査委員全員は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定している社外取締役であります。